

令和5年2月

各 位

法務省民事局商事課

実質的支配者リスト制度に関する広報用資料の送付について

平素から民事法務行政に多大なる御理解と御協力をいただき、厚く御礼を申し上げます。

さて、令和4年1月31日より、全国84か所の商業登記所においては、「商業登記所における実質的支配者情報一覧の保管等に関する規則」（令和3年法務省告示第187号）に基づき、株式会社からの申出により、その実質的支配者に関する情報を記載した書面を保管し、その写しを交付する実質的支配者リスト制度（以下「本制度」といいます。）が開始されているところです。

本制度の利用により、金融機関等の特定事業者においては、登記官の確認を受けた信頼性の高い実質的支配者情報を得ることができ、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）に規定された特定取引時の顧客の実質的支配者の確認に当たって活用できるほか、株式会社においても、金融機関等で必要となる上記の手続をスムーズに行うことが可能になり、社会全体のコストの低減などが期待されることから、当局では、関係機関の御協力を得ながら、本制度に関する周知・広報に努めてまいりたいと考えております。

つきましては、本制度に係るポスター及びリーフレットを送付いたしますので、その掲出・配布等による周知・広報につき御協力方よろしくお願いいたします。

なお、弊省ホームページ（[https://www.moj.go.jp/MINJI/minji06\\_00116.html](https://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00116.html)）では、ポスター・リーフレットのPDFデータ及び本制度の詳細について掲載していますので、御活用いただけますと幸いです。

おって、本制度の御利用に当たって御不明な点等ございましたら、申出の管轄となる商業登記所にお問合せくださいますようお願いいたします。

本件広報用資料の送付に関するお問合せ先 法務省民事局商事課 前崎 TEL 03-3580-4111(代表) (内線2429) E-mail: <a href="mailto:minji-shojika2@i.moj.go.jp">minji-shojika2@i.moj.go.jp</a>
--